指定障害児通所支援事業者 指定申請手続き等の概要

平成30年4月 熊本市障がい保健福祉課

1・障害児通所支援について

(1) 障害児通所支援の概要

(法第6条の2の2)

- 「障害児通所支援」とは、障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練等、生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するサービスです。
- 法令に定められた5種類のサービスがあります。

(2) 障害児通所支援の種類等

(法第6条の2の2)

| サービス名 | サービスの内容 |
|-----------------|---|
| 児童発達支援 | 児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作 の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の便宜を供与すること |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由児につき、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行うこと |
| 放課後等デイサービス | 学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与すること |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等に通う障害児につき、当該保育所等を訪問し、そこにおける障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与すること |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援、医療型児童 発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困 難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動 作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を 供与すること |

2・障害児通所支援事業について

(1) 障害児通所支援事業の開始等

(法第34条の3)

- 国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出て、障害児通所支援事業を行っことができます。
- 届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- 障害児通所支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出る義務があります。

(2) 障害児通所支援事業の停止等

(法第34条の6)

市長は、障害児通所支援事業を行う者が、市長が行う命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたとき、若しくは正当な理由なく障害児通所支援の委託を拒んだとき等は、事業の制限又は停止を命ずることができます。

3・児童発達支援センターについて

(1) 児童発達支援の実施

児童発達支援については、児童発達支援センターで行う場合とそれ以外の適切な場所(事業所)で行われる場合があり、人員配置、報酬評価等もそれぞれに設定されている。

(2) 児童発達支援センター

(法第7条及び第35条)

- 児童発達支援センターは、児童福祉施設の一つです。
- 国、都道府県及び市町村以外の者は、市長の認可を得て、児童福祉施設を設置することができます。
- 障害児通所支援事業を児童発達支援センターで行う場合は、事業に係る手続きと別に、児童福祉施 設の設置に係る手続きが必要となります。

(3) 児童福祉施設の基準

(法第45条)

① 基準の制定主体

児童福祉施設の基準は、本市が条例で定めています。

② 基準の遵守

児童福祉施設の設置者は、基準を遵守する義務があります。

4・障害児通所支援に係る費用の助成について

(1) 障害児通所給付費

- 障害児の保護者は、障害児通所支援の利用に係る費用の助成(給付)を受けることができます。
- この給付を「障害児通所給付費」といいます。
- 市長の支給決定を受けた障害児の保護者が「都道府県知事等が指定する障害児通所支援」を利用した場合、障害児通所給付費を支給します。

(2) 指定障害児通所支援事業者

本市は政令指定都市のため、市内にある障害児通所支援事業者に係る指定は、市長が行います。

- これまでの内容のとおり、障害児通所支援の事業を開始する又は児童福祉施設を設置しただけでは、その障害児通所支援を利用する障害児の保護者は費用の助成が受けられません。
- 利用者の負担が大きいため、指定を受けずに障害児通所支援事業を行うことは、現実的に考えられません。
- 利用者が費用の助成を受けるためには、事業の開始、施設の設置等とともに、市長が行う 「指定」を受ける必要があります。

1・指定に係る申請等について

(1) 指定の申請 (法第21条の5の15)

- 指定は、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所ごとに行います。
 - ※ 既に指定障害児通所支援を実施している事業者であっても、新たに他の障害児通所支援に係る 指定を受ける場合は、申請が必要です。
- 特定障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービス)については、特に障害児通所支援 の量を計画的に整備する必要性があります。
 - ※ 熊本市障がい福祉計画で定める量に既に達している場合等は、指定しないことがあるため、 特定障害児通所支援に係る申請を検討する場合は、あらかじめご相談ください。
- 市長は、次の各号(医療型児童発達支援にあっては、第7号を除く。)のいずれかに該当する場合、 指定をすることができません。

| - | | | | | |
|--------------------|--|--|--|--|--|
| 第21条の5の 15第3項の号 | 内容 | | | | |
| 第1号 | 申請者が本市の条例で定める者(=法人)でないとき。 | | | | |
| 第2号 | 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、本市の条例で定める基準たしていないとき。 | | | | |
| 第3号 | 申請者が、本市の条例で定める指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害 児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。 | | | | |
| 第4号 | 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である とき。 | | | | |
| 第5号 | 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 | | | | |
| 第5号の2 | 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 | | | | |
| 第6号 | 申請者が、法第21条の5の23第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。 ※ 取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合もあります。 | | | | |
| 第7号 | 申請者、申請者の親会社等と密接な関係を有する法人が、第21条の5の23第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。 ※ 取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合もあります。 | | | | |

| 第9号 | 申請者が、第21条の5の23第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 |
|------|--|
| 第10号 | 申請者が、第21条の5の21第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 |
| 第11号 | 第9号に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 |
| 第12号 | 申請者が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 |
| 第13号 | 申請者の役員等のうちに第4号から第6号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 |

- 指定の申請をする法人は、定款に、以下のとおり、障害児通所支援事業を行うための適切な目的 の記載が必要です。
 - 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - ※ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、あわせて所轄庁にも確認を行ってください。

(2) 特定障害児通所支援に係る指定の変更申請

(法第21条の5の20)

○ 指定障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービス)に係る指定を受けた者は、サービス の量を増加しようとするときは、あらかじめ、指定の変更を申請することとなります。

※熊本市障がい福祉計画で定める量に既に達している場合等は、指定の変更をしないことがあります。

(3) 指定の更新

(法第21条の5の16)

- 指定障害児通所支援事業者の指定は、六年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、 指定の効力を失います。
- 指定の更新申請は、上記の指定申請と同じ規定が適用されます。

2・指定障害児通所支援事業者の責務について

(法第21条の5の17)

指定障害児通所支援事業者は、以下の責務を有します。

- 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めること。
- その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所 支援の質の向上に努めること。
- 障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその 保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(1) 基準の制定主体

指定障害児通所支援事業の基準は、本市が条例で定めています。

(2) 基準の遵守

- 指定障害児通所支援事業者は、障害児通所支援事業所ごとに、基準に従い、障害児通所支援に従事 する従業者を有しなければなりません。
- 指定障害児通所支援事業者は、事業の設備及び運営に関する基準に従い、障害児通所支援を提供し なければなりません。

4・指定障害児通所支援事業者における変更の届出等について

(法第21条の5の20)

- 指定障害児通所支援事業者は、障害児通所支援事業所の名称、所在地、管理者、運営規程等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- 指定障害児通所支援事業者は、休止した指定障害児通所支援を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- 指定障害児通所支援事業者は、指定障害児通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。
 - ※ 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、届出の日前一月以内に通所支援を受けていた者であって、廃止等の日以後においても引き続き通所支援の提供を希望する者に対し、必要な通所支援が継続的に提供されるよう、他の事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う義務があります。

5・指定障害児通所支援事業者に対する指導、監査等について

(1) 指定障害児通所支援事業者に対する指導

(法第21条の5の22)

① 指導の方針

指定障害児通所支援事業者に対し、指定基準、報酬の算定基準等に規定する取扱い、障害児通所給付費の請求に関する事項について周知徹底することを方針とした指導を行います。

② 指導の実施方法

ア 集団指導

一定の場所に集めて講習等の方法により、毎年度、定期的に実施します。

イ 実地指導

- 指定障害児通所支援事業の事業所の実地において行います。
- 原則として、3年に1回を目安として実施します。

① 実地検査等

市長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者に対し、以下の対応を行うことができます。

| | 内容 | | | |
|---|--|--|--|--|
| ア | 報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ずること。 | | | |
| 1 | 指定障害児通所支援事業者、その従業者等に対し出頭を求めること。 | | | |
| ウ | 本市職員に関係者に対して質問させ、通所支援事業所、事務所その他事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。 | | | |

② 勧告

- 市長は、障害児通所支援事業者に指定基準違反の事実が確認された場合、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができます。
- 勧告を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- 市長は、指定事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

③ 命令

- 市長は、勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった ときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
- 命令を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- 市長は、命令をしたときは、その旨を公示しなければなりません。

④ 指定の取消し

市長は、次のいずれかに該当する場合においては、指定事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

| | 内容 |
|---|---|
| ア | 指定障害児通所支援事業者が、指定欠格要件である法第21条の5の15第2項第4号から第5号の2まで、第13号 又は第14号のいずれかに該当するに至ったとき。 |
| 1 | 指定障害児通所支援事業者が、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行する義務に違反したと認められるとき。 |
| ウ | 指定障害児通所支援事業者が、通所支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、本市の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。 |
| エ | 指定障害児通所支援事業者が、本市の条例で定める事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。 |
| 才 | 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があったとき。 |
| カ | 指定障害児通所支援事業者が、監査による報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 |
| + | 指定障害児通所支援事業者、その従業者が、監査により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 |

| ク | 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。 |
|---|--|
| ケ | 指定障害児通所支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等又はこれらの法律に 基づく命令若しくは処分に違反したとき。 |
| | 指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 |
| サ | 指定障害児通所支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 |

<u>⑤ 公示</u>

市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければなりません。

| | 内容 | | |
|---|--------------------------|--|--|
| ア | 指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき。 | | |
| 1 | 指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったとき。 | | |
| ウ | 指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき。 | | |

1 · 指定申請

(1) 指定申請に係るスケジュール等

| 手順 | 内容 時期等 | | 留意点等 |
|-----|-----------|----------------------|--|
| 1 | 事前相談 | 事業の開始予定日 の2ヶ月半以上前 | ○ 制度概要を把握し、概ね、実施する障害児通所支援事業等の種類を決めたうえで、ご相談ください。 ○ 相談日時の予約のため、事前に熊本市障がい保健福祉課に電話してください。(096-328-2519) |
| | | | ※ 緊急時を除き、予約のない相談対応は行いません。 |
| | | _ | |
| 2 | 事前協議 | 事業の開始予定日 の2ヶ月以上前 | ○ 事前相談の内容を踏まえて、指定申請書、添付書類等を仮で作成したうえで協議します。○ 協議日時の予約のため、事前に熊本市障がい保健福祉課に電話してください。 |
| | | | |
| 3 | 申請 | 事業の開始予定日 の1ヶ月半以上前 | ○ 事前協議の内容を踏まえて申請書を作成し、熊本市障がい保健福祉課へ1部提出してください。○ 事業の開始予定日の1ヶ月半以上前に必ず提出してください。※ 申請が遅れた場合は、当該遅れた日数に応じて指定開始日が遅れますので、あらかじめご了承ください。 |
| | | | |
| 4 | 申請内容の審査 | 原則として 申請日から30日以内 | ○ 申請を受理した後に、指定基準を満たしているか等を具体的に審査します。必要に応じ、実地で設備等を確認します。 ○ 人員、設備等の要件に不足がある場合、書類に不備がある場合等は、必要な準備、書類の修正等を行っていただきます。 ※ 当該修正等で時間を要した場合、指定開始日が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。 |
| | | | |
| (5) | 指定 | 事業の開始予定日 まで | ○ 審査の結果、指定基準を満たしていること等が確認できた場合は、指定を行います。○ 指定をした場合は、その旨を「熊本市公報」に掲載することにより、公示します。○ 申請者に対しては、指令書(申請に対する行政処分をお知らせする文書)を送付します。 |

(2) 基準等の一覧

○ 指定障害児通所支援事業者が満たすべき基準等の一覧を掲載するので、あらかじめ、ご確認ください。

○ 児童発達支援センターについては、児童福祉施設に係る基準も満たす必要があります。

| 番号 | 基準等の種類 | 略称 | 名称 |
|----|---|----------------|---|
| 1 | 平成24年条例第105号 | 最低基準 | 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 2 | 平成24年条例第93号 | 指定基準 | 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定 める条例 |
| 3 | 平成24年厚生労働省告示 第122号 | 報酬基準 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 の額の算定に関する基準 |
| 4 | 平成24年3月30日障発 0330第16号厚労省障害 保健福祉部長通知 | 報酬基準 留意事項通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について |
| 参考 | 平成24年3月30日障発 0330第12号厚労省障害 保健福祉部長通知 | 指定基準 解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について |

(3) 指定申請に必要な書類等

- 本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。
- 指定申請書は、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業者ごとに作成が必要です。
- ただし、複数の障害児通所支援事業を行う「多機能型事業所」に係る指定申請を行う場合は、一括 した申請をすることが可能です。
 - ※ 既に指定を受けている多機能型事業所が新たに事業を追加する場合は、当該新たに実施する事 業に係る申請が必要です。

2 • 特定障害児支援に係る指定の変更申請

放課後等デイサービスの指定を受けた者は、サービスの量(定員)を増加しようとするときは、指定申請 と同じスケジュール等による手続きを行っていただくこととなります。 本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

※熊本市障がい福祉計画で定める量に既に達している場合等は、指定の変更をしないことがあります。

3・変更の届出

指定に係る届出事項に変更がある場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。障害 児通所給付費の加算等に係る変更の届出は、以下のとおり取扱います。

本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

| パターン | 対応内容 | | | |
|-----------|--|--|--|--|
| 加算等に係る届出 | 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとします。 | | | |
| 加算等が算定されな | 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが 明らかな場合は、速やかにその旨を届出してください。 | | | |
| が見らい見たされる | 加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものと します。 | | | |

※ 加算等は、算定される単位数が増えるものに限ります。

4・休止の届出

必要な人員の要件を満たさなくなった場合等に一時的に事業を休止する場合であって、事業を継続する場合は、休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。 本市ホームページに掲載している「休止届出書」を提出してください。

※ 届出の日前一月以内に通所支援を受けていた者であって、休止の日以後においても引き続き通所支援の提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

5・再開の届出

休止した事業を再開する場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。 本市ホームページに掲載している「再開届出書」を提出してください。

※ 休止する前の状況から変更がある場合は、変更の届出に必要な書類を添付してください。

6・廃止の届出

指定障害児通所支援に係る事業を廃止する場合は、廃止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。

本市ホームページに掲載している「廃止届出書」を提出してください。

※ 届出の日前一月以内に通所支援を受けていた者であって、廃止の日以後においても引き続き通所支援の提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

【問い合わせ先】

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号

熊本市役所 健康福祉局 障がい者支援部 障がい保健福祉課 自立支援班 電子メールアドレス: shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp

> 電話番号:096-328-2519 FAX:096-325-2358